

岩倉市制50周年記念協賛事業募集要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岩倉市制50周年を契機として、シビックプライドの醸成やシティプロモーションの推進、次世代につながる事業を多くの市民の賛同を得て進めていくため、岩倉市制50周年を記念する協賛事業の募集について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「協賛事業」とは、市民、市民活動団体、企業等が実施する次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 前条の趣旨に沿った事業であり、岩倉市制50周年のPR及び機運の醸成につながる事業
- (2) 実施団体の構成員以外の者が広く参加できる事業
- (3) 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に実施する事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、協賛事業としない。

- (1) 収益を主たる目的として行われる事業
- (2) 政治的・宗教的活動として行われる事業
- (3) 特定の事業の反対運動を目的とする事業
- (4) その他協賛事業として承認することが不相当と認められる事業

(応募資格)

第3条 協賛事業の承認を受けることができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 岩倉市内に居住する者又は市内に通勤若しくは通学する者
- (2) 岩倉市内に居住する者又は市内に通勤若しくは通学する者を含む市民活動団体、NPO法人、企業等
- (3) 岩倉市内で活動する市民活動団体、NPO法人、企業等

(支援内容)

第4条 協賛事業として承認を受けた者は、次に掲げる事項を行い、又は受けることができる。

- (1) 協賛事業の名義、岩倉市制50周年記念事業ロゴマーク等の使用
- (2) 協賛事業として各種媒体でのPR
- (3) 協賛事業を岩倉市の公共施設で実施する場合の使用料の減免

2 前項第3号の規定については、他の制度により既に当該公共施設の使

用料の助成を受けている場合は、適用しない。

(申請)

第5条 協賛事業の承認を受けようとする者は、あらかじめ市長に岩倉市制50周年記念協賛事業承認申請書(様式第1)を提出するものとする。

(承認)

第6条 市長は前条の申請書が提出されたときは、その申請内容を審査し、協賛事業として承認するときは岩倉市制50周年記念協賛事業承認通知書(様式第2)を、協賛事業として承認しないときは岩倉市制50周年記念協賛事業不承認通知書(様式第3)を交付するものとする。

(承認内容の変更)

第7条 前条の規定により協賛事業の承認を受けた者が承認を受けた事業の内容(以下「承認内容」という)を変更しようとするときは、あらかじめ市長に岩倉市制50周年記念協賛事業変更承認申請書(様式第4)を提出し、承認内容の変更について承認を得なければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、承認内容の変更を承認するものとする。

3 市長は、前項の規定により変更を承認したときは、岩倉市制50周年記念協賛事業変更承認通知書(様式第5)により通知するものとする。

(承認の取消し等)

第8条 市長は、協賛事業の承認を受けた者がこの要綱の趣旨に反すると認める場合は、当該協賛事業の承認を受けた者に対する支援内容を変更し、又は協賛事業の承認を取り消すことができる。

2 前項の承認の取消しは、その理由を明記した書面により通知する。

3 第1項の規定により承認を取り消された者は、第4条第1項の内容を行い、又は受けることができない。

4 市長は、協賛事業の承認を得ずに協賛事業の名義、岩倉市制50周年記念事業ロゴマーク等を使用し、又は岩倉市制50周年記念事業として各種媒体でPRを行っている者に対し、その物品等の使用停止及び回収を求める等適切な措置を講じることができる。

5 市長は、承認を取り消されたこと等で生じた損害について、賠償する責任を一切負わないものとする。

(使用期限)

第9条 協賛事業の承認を受けた者が第4条第1項の内容を行い、又は受

けることができる期間は、令和４年３月３１日までとする。

（実績報告）

第１０条 協賛事業の承認を受けた者は、事業終了後、速やかに岩倉市制５０周年記念協賛事業実施報告書（様式第６）を市長に提出するものとする。

（補則）

第１１条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

１ この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

（有効期限）

２ この要綱は、令和４年３月３１日限り、その効力を失う。